

「2020年度政策・制度に関する要求書」

2020年8月18日

連 合 長 崎

1. **総合政策・産業政策**

① 住民が安心して暮らすことができる公共サービスの質の確保と、長崎県が行う契約のもとで働く労働者の公正な労働条件確保のため、「公契約条例」の制定へ向けて取り組むこと。

(1) 公契約条例によって、公契約のもとで働く人の賃金下限額や自治体の責任を定めることで、地元企業の人材確保などを実現し、地域の活性化にもつながるため、人口減少対策としても「公契約条例」の制定を強く求める。

(2) 県が契約する複数年にわたる労働集約型委託契約及び指定管理制度において、最低賃金等の変動があった場合、「全体スライド条項」（公共工事標準請負契約約款第 25 条）を準用し、2 年目以降の契約金額等を変更すること。

中央最低賃金審議会「令和元年度の地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

② サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分の実現と、その環境整備を行うこと。

基本的に法令順守や社会貢献に加え、人権、労働、公正取引、ステークホルダーとの協働など持続可能な社会づくりを目指し課題へと拡大している。事業継続計画（BCP）策定など、自然災害等で事業が休止しサプライチェーンは寸断され県民生活に影響がでないような取り組みを行うこと。

③ 長崎県の産業政策について以下の施策を実施すること。

(1) 長崎県の産業支援制度については、「長崎県総合計画・ながさき産業振興プラン」において「生産性/競争力を高める」「新たな需要を発掘/創出する」「働く場を作る/改善する」「有能な人材を育成/獲得する」の 4 つの基本方針のもと、35 の重点施策と 6 つの重点プロジェクトを掲げ、取り組んでいるが、その普及・啓発に取り組み、中小企業における産業の振興について展開を図ること。

(2) すべての労働者の立場に立った働き方を実現するため、中小企業の「働き方改革」を阻害するような取引慣行の是正等、公正な取引確保のための取り組みを強化すること。

(3) 産業人材育成奨学金返済アシスト事業については、県内就職、定着の観点から引き続き、周知を図るとともに、拡充に向けて新規の支援企業を募り、財源の確保・拡充を行うこと。また、今年度の寄付状況・申請状況等の実績を示すこと。

2. 雇用・労働政策

- ① 長崎県における労働行政の強化について以下の施策を実施すること。
 - (1) 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、長崎労働局と連携し、過労死等の防止・長時間労働是正に向けて、県民に対する啓発や民間団体の活動支援などを積極的に推進し、過重労働撲滅に向けた運動を企業と連携を図りながら課題解決に取り組むこと。
 - (2) 公務における全ての労働者の長時間労働是正に向けて、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づく勤務時間管理の適正化を図るとともに、安全衛生委員会の設置・開催等、労働安全衛生体制の整備を徹底すること。
 - (3) 新たに施行された入管難民法改正法による外国人労働者の受け入れに関しては、在留資格「特定技能」を基にした外国人人材の受け入れとなることから、引き続き、出入国在留管理庁・労働局など関係機関と連携し、受け入れ機関及び登録支援機関に対して監督指導を行うこと。
 - (4) 外国人労働者に対する社会生活上の支援について、昨年7月に開設された多言語での対応となる「外国人相談窓口」の更なる充実強化と継続性をもって取り組むこと。また、昨年7月からの相談件数と国籍の種類、相談内容の型別を示すこと。
 - (5) 2019年4月より施行された「働き方改革関連法」については、大企業ではすでに導入し、2020年4月より中小企業にも適用されている。特に、「同一労働同一賃金」に関する法改正により、県内の企業も対応しているところではあるが、その後の経過も含め、長崎県としても長崎労働局と連携し、中・小規模事業者に対し引き続きフォローを行うとともに、県が主催する県内事業者に対する各種研修会においても法施行後のフォローアップとして再度周知し、広報や相談窓口の紹介を行うこと。
 - (6) 雇用の原則は期間の定めのない直接雇用であることを基本として、非正規雇用から正規雇用への転換を促進すること。また、指導権限を有する長崎労働局・労働基準監督署と連携し、雇用・労働環境の整備、公平・公正なワークルールの整備を図るとともに、いわゆる「ブラック企業」の実態を的確に把握した上で、悪質な企業に対する適切な指導・助言等を行うこと。
- ② 長崎県の良質な雇用・就業機会の実現に向けて以下の施策を実施すること。
 - (1) 長崎県においては他県への人口流失が顕著であることから、県内外の大学及び高等学校等と連携し、県内での就職を促進するための事業を推進するとともに、若年者などの雇用拡大に向けた企業誘致活動を積極的に進めること。
 - (2) 若者への良質な雇用・就業機会の実現に向けて、若者雇用促進法や関連指針を踏まえた職場情報の提供、労働条件の的確な明示の徹底、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの拡充と機能強化を引き続き推進すること。

- (3) 地域主体の雇用創出・地域再生に向けて、U I J ターンの促進による人材確保・育成、企業促進・誘致等について必要な支援を行い、すでに県が実施している「各プロジェクト」について、県民・企業に再度周知するとともに、今後も地域での人材育成機会の確保、地域の企業が地方自治体と連携し共同で雇用型訓練を実施するスキームの構築を強化すること。また、「就職氷河期世代」が再チャレンジできる環境・就労機会の実現に向けて、能力開発の機会を提供すると同時に、適切な就労と定着の支援を進めること。
- (4) 障害者雇用をさらに推進し、職場定着を図る観点から、障害者雇用が進まない中小企業に対し、情報提供をはじめとする各種支援を障害者就業・生活支援センターと連携し推進すること。また、各種就労支援機関と企業・行政の連携強化を図り、障害者の希望や特性に応じた合理的配慮がされ、安心して安定的に働けることが出来る就労環境の構築を図ること。
- ③ 長崎県の地域別最低賃金・特定最低賃金の履行確保・引上げの強化について以下の施策を実施すること。
- (1) 最低賃金については、昨年 10 月に 762 円から 28 円引き上げ 790 円となり、長崎県においても県公報誌「労政ながさき」を通じて周知を図られており、その効果を疑うものではないが、残念ながら長崎労働局の最低賃金履行確保監督結果を参照すると、平成 29 年（23 件）・平成 30 年（29 件）・平成 31 年（28 件）と違反状況（最賃法第 4 条のみ）が報告されている。特に違反事業場の認識状況においては、「適用される最賃額を知っている」が 16 件、「金額は知らないが最賃が適用されることは知っている」が 11 件、「最賃が適用されることを知らない」が 1 件と続いており、事業主・労働者に関わらず、最低賃金の周知・啓発について徹底すること。
- (2) 長崎県の最低賃金については全国水準と比較すると低位には変わらないが、ここ数年、過去にない高い水準での引上げ額であることから、県内の中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備が急務である。厚生労働省及び中小企業庁の支援策に関し行政としても連携を図り、その支援制度の周知・啓発について徹底すること。
- (3) 長崎県の最低賃金の水準は、セーフティーネットの役割を果たしているとは言えない現状にあり、県においても昨年、最低賃金審議会への要請として「本県の最低賃金について」との題目にて、「特に、中小企業の割合が高く、賃金水準が全国下位にある本県では、魅力ある雇用環境を整え、しっかりと人材を確保していくためにも最低賃金の引き上げが重要である」との要請がなされている。県においては、最低賃金引き上げに向け最低賃金審議会への働きかけなど、引き続き最大限の取り組みを行うこと。

3. **都市計画・住宅政策**

① 2017年4月の「住宅確保用配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（新たな住宅セーフティネット法）」により住宅確保用配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度が創設されたが、2020年1月末現在では登録件数は56件（部屋数）と増えているものの、物件（棟数）は4件と非常に選択肢が狭い状況にあることから、空き家の所有者等に対し、制度のメリットの説明等を行うなどして、制度の周知を図ること。

② 県民の生命・身体・財産を守るため、関係機関と連携した防災対策について、以下の施策を実施すること。

(1) 長崎県のホームページ等を確認すると、ハザードマップや、近隣の避難所情報は確認できるものの、意識的に情報を収集しにいけない状況であり、長崎県で発生した2016年1月の豪雪、2018年の豪雨や台風、九州域で度々発生する地震を鑑みると、長崎県における実効性のある災害対策は急務である。今以上に防災・減災に対する情報を積極的に周知すること。

(2) 各地域における自主防災組織の結成促進を行い、もしもの時の助け合いにつながるような取り組みを進めること。

(3) 避難行動要支援者の対応については、社会福祉協議会・民生委員・福祉ボランティア団体等とも連携しながら、総合的に取り組みを進めること。

③ 非常災害における被災者生活再建支援法の適用は全壊と半壊に限定されており、一部損壊については対象外となっているが、台風15号で甚大な被害を受けた千葉県においては補正予算を組み、一部損壊について支援を行っている。長崎県においても非常災害発生時に柔軟な対応ができるよう検討すること。

自然災害の被害の多くは一部損壊であり、一部損壊でも住宅に住める状況ではなかったり、修繕に多額の費用が発生したりという状況が想定される。被災者生活再建支援法で対象とならない部分について、地方自治体で独自の対応となると、自治体の規模によって差が生じるという状況になりかねないことも課題であるが、県民の生活を守るためには、長崎県においても同様の状況が発生しうることを念頭に置き、対応方法について事前に検討いただきたい。

④ 空き家について、倒壊のおそれがある空き家については、火災や自然災害などによって周辺の住宅や住民に危険を及ぼさないよう、先進的な事例をもとに計画を策定し対策を行うこと。また、倒壊のおそれがない空き家については、住宅弱者に向けた空き家データベースの構築など広域連携を図り、改修費の補助などを通じて有効活用を図ること。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」にもとづき、市町では空家管理条例等を制定し、除去費補助等も行われているが、人口流出傾向にある長崎県では賃貸・売却用以外の空き家は増加することが予測され、空き家の状態に応じた対策を行うことに加え、

住宅セーフティネット法の住宅確保要配慮者などに加えて、外国人労働者といった、特に配慮が必要な世帯に一定の基準を満たした空き家を提供することなど、有効に活用するための支援を拡充していくことが求められる。

- ⑤ **水道・下水道事業において国連の持続可能な開発目標（SDGs）のゴール6に示されているように、今後も持続可能な管理が確保できるよう県が主導的立場を取り、災害時の連携、広域化等も含め、公営原則を基本として各自治体へ技術・財政の両面から支援を行うこと。**

水道・下水道は、住民のライフラインを支える重要な事業であり、災害、震災においても早期の復旧が求められる。そのためには、日ごろからの技術の蓄積が必要であり、継承されていかなければならない。昨今の少子高齢化、人口減少社会の中で、労働者の減少が叫ばれており、水道法改正により可能となった運営権委託方式（コンセッション方式）を含め安易な委託を行えば、公共サービスの品質を保った事業継続への問題が懸念される。この様なことから、県は各自治体に広域化等の推進を図るよう指導し、技術・財政の両面から支援を行っていただきたい。

4. **福祉・社会保障政策**

- ① **生活支援コーディネーターについて、県の計画では全市町に生活支援コーディネーターの配置と協議体を設置することとなっているが、まだ全市町の設置は達成されていない状況にある。高齢者が地域の中で自立して生活できるように、生活支援コーディネーターの配置を含め、生活支援サービスの提供体制の整備に向けて市町への働きかけ等を行うこと。**
- ② **「改正障害者雇用促進法」について、県の現状（障害者雇用率、精神障害者の雇用の状況等）を明らかにすること。**
- ③ **地域医療構想に関する議論を進めるにあたっては、政策医療や回復期・慢性期を担う公立・公的医療機関の取り組みに十分配慮するとともに、今回の新型コロナウイルス感染症などの緊急事態に備えた医療体制の充実と、各地域の意見を尊重し実情を踏まえたものとする。また、病院の存続に不安を抱く地域住民や自治体に対し、「統廃合」ありきではないことを周知すること。**

「第24回地域医療構想に関するワーキンググループ」において、「具体的対応方針の再検証」を要請する公立・公的医療機関 424 病院が公表された。これらの医療機関は、地域における基幹的な医療機関として重要な役割を担っているにもかかわらず、医療機関の統廃合を国が要請したかのような一部報道により、地域では住民や医療関係者の不安と動揺を招いる。地域医療構想とは、都道府県において地域の事情を最優先し、地域自らが公・民の区別なくあるべき医療にむけて調整すべきものであり、国から強要されるものでない。県として今後、地域医療構想に関する議論を進めるにあたり地域の実情を踏まえた地域医療の維持と充実に向けたものとする。

④ 給食費の公会計化・無償化に向けて以下の施策を実施すること。

(1) 学校給食費の徴収・管理業務については、文部科学省通知を踏まえ、市長部局と連携して、自治体の会計ルールの整備や徴収員の配置、徴収・管理システムの整備など、学校給食費の徴収・管理業務を行うために必要な環境整備を推進すること。

(2) 公会計化にあたっては、様々な職員の多忙化解消につながるシステムとするとともに、システムの構築や維持に必要な財源については自治体負担が生じないよう国に求めること。

(3) 子どもの貧困対策のために、学校給食費の無償化を進めるよう働きかけること。

給食費の公会計化については、文科省の通知などを踏まえた対応を行うこと。

※文部科学省通知（2019年7月31日）「学校給食費等の徴収に関する公会計化の推進について」・・・特に学校給食費については地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を採用し、教員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費の公会計化を促進すると共に、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことを促進しています。また「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を策定し、全国の地方公共団体に対し、ガイドラインを適宜活用して「おおむね2年程度の準備期間を設定するのが標準的」としています

※中央教育審議会答申（2019年1月）「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」・・・学校給食費や教材費、修学旅行費等の学校徴収金については、未納金の督促等を含めたその徴収・管理について、基本的に地方公共団体が担っていくべきである。

⑤ 保育士の人材確保について以下の施策を実施すること。

(1) 保育士の給与水準の改善を一層図ること。

各地で保育士の争奪が生じ、財政力のある自治体は独自で処遇改善を行っている。保育人材の偏在は、保育所の閉鎖等の問題も生じるため、保育士全体の処遇改善への一層の取り組みを行うこと。

(2) キャリアアップ制度の充実を図ること。

運営者の責任で保育士が無理なく勤務中に研修に参加できる代替職員の配置費用の補助等予算の拡充及び制度の改正を行うこと。

⑥ 放課後児童クラブ（学童保育）の整備と処遇改善を行うこと。

親の就業が促進されると、保育施設のみならず就学児の居場所となる放課後児童クラブ（学童保育）の整備が重要となることから、待機児童を生じさせないよう対策を講じること。県内の学童クラブは、設置主体等が様々であるので、県として連絡協議会等を通して十分な指導・助言を行うこと。

- ⑦ 幼児教育・保育の無償化に伴い、以下の施策を実施すること。
- (1) 待機児童対策を十分に行うとともに保育人材の確保に努めること。
- 無償化に伴い、待機児童が増加する地域も生じることから、十分な待機児童対策を講ずること。また、待機児童対策のために、設備基準や人員基準の緩和など、保育の質の低下を招くことがないように努めること。
- (2) 無償化に必要な財源については自治体負担が生じないよう国に求めること。
- 無償化に必要な財源は国・県の責任において確保すること。また、補助対象とする認可外保育施設の認定やシステム改修など、市区町村に新たに業務負担が生じることから、必要な財源の確保を行うこと。
- (3) 補助対象となる認可外保育施設について、認可施設への移行を条件とするなど保育の質を高める策を講じること。
- ⑧ 保育の現場・職業の魅力向上に向けて方向性を示すこと。
- 現在、国が進めている「保育の現場・職業の向上検討会」について、県として今後どのように進めていくのか方向性を確認したい。
- ⑨ 児童虐待防止について以下の施策を実施すること。
- (1) 虐待防止策と早期発見のため、妊婦健康検査や乳幼児健診の周知を徹底すること。
- また、健診時に保護者への相談支援（日本版ネウボラ）を同時に行うとともに、3歳児の健診以降も定期健診の機会を充実させること。
- (2) 子育てが孤立しないよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センターの整備、ファミリー・サポートセンター事業や地域子育て支援拠点事業の充実など、保護者への相談支援事業を強化すること。
- ⑩ すべての介護人材の処遇改善を確実に実現し、介護人材の専門性向上及び人材の定着を図ること。
- (1) 介護職員処遇改善加算および介護職員等特定処遇改善加算の算定要件である実績報告の提出を期限内に行わない場合や、介護労働者への周知など加算の算定要件を満たしていない場合、所定の要件を満たさずに賃金の引き下げを実施した場合などは、加算の全額返還を求めるなど厳正に対応すること。
- (2) 事業者の指定・更新要件に、労働関係法規の遵守と社会保険加入を追加すること。
- また、在留資格「介護」・「特定技能1号」で働く外国人や技能実習生を含めた労働者について、賃金・労働条件が労働関係法規に違反している、または社会保険に加入させていない場合は、事業者指定の取り消しを行うなど、厳正な指導監査を実施すること。

⑪ 地域包括ケアシステム・地域共生社会構築充実に向けて以下の施策を実施すること。

(1) 地域包括支援センターのさらなる機能強化を図ること。

今後も果たす役割が大きくなる地域包括支援センターのさらなる機能強化のために、必要な人員の配置と財源を確保すること。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業のさらなる充実を図ること。

介護予防・日常生活支援総合事業において、住民主体のサービスを含め、必要なサービスが提供されているか状況を把握し、引き続き対策を講ずること。

(3) 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進を図ること。

国は、地域共生社会の構築に向けた、市町村による新たな事業の骨子を明らかにした。以下の3つ（断らない相談支援・参加支援・地域づくり）の事業は社会福祉法に市町村の任意事業として位置づける方針であるが、県としての方向性について確認したい。

(4) 複合的な生活支援の充実を図ること。

複合的な生活問題を抱えながら、制度の狭間に埋もれがちな人や家庭を把握することを求められるが、県・市町の専門職としての専門性が必要となると考えるがこの方向性について確認したい。

5. 教育政策

① 教職員がゆとりと生きがいを持って教育にあたり、教育の質を高めていけるように、教育現場の長時間労働の是正に向けて、以下の施策を実施すること。また「県独自の学力検査の廃止」等、大胆な施策を示し、市町の取り組みの活性化を図ること。

(1) 昨年2月議会において制定された「長崎県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」に基づき、勤務時間の客観的な把握を全県下で整える等、超過勤務の排除の具体的指導を行うこと。

(2) 「部活動」については「長崎県運動部活動の在り方に関するガイドライン」の遵守徹底すること。また、児童数の減少に伴い、学校単位での部活動の維持、大会への参加が困難な学校もあることから、同種部活動の複数校による実施など、指導教員の負担軽減に向けて、中学校総合体育大会の学校単位参加基準の見直し等を進め、部活動の効果的な環境整備を行うこと。

(3) 年3回以上、県立学校の安全衛生委員会を開催する等、労働安全衛生管理体制の整備を徹底し、市町教育委員会に対しても指導性を発揮すること。

② 地方の財政状況に左右されることなく、義務教育の機会均等、全国水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持、教育予算拡充を国に対し強く要請すること。

6. 消費者政策

- ① 消費者保護の強化に向け、悪徳商法・特殊詐欺の新たな手口に関する注意喚起を行うこと。また、集団的消費者被害回復に向けて適格消費者団体の設立に向け様々な観点から支援すること。
- ② ライフステージに応じた消費者の自立や倫理的な消費者行動につながるカスタマーハラスメント対策などの幅広い消費者教育について、関係省庁との連携と多様な主体の参画によって計画的かつ着実に実行すること。特に 2022 年には成人年齢が 18 歳と引き下げになることから、社会人になる前の高校生に対しては、インターネットでの詐欺（架空請求など）やローンの仕組み（金利や利率の話）、クレジットカードの基礎知識など、社会に出て消費者被害に合わないような教育を行うこと。

7. 食料・農林政策

- ① 主要農産物種子法（以下「種子法」という。）の廃止に伴う長崎県の対応について、条例を制定するなど策を講じること。

種子法は、2018 年 4 月 1 日をもって廃止された。この法律は、戦後の昭和 27 年に主要農作物であるコメや大豆、麦など、野菜を除いた種子の安定的生産及び普及を促進するため、コメ、大豆、麦の種子の生産について、審査その他の措置を行うことを目的として制定されている。今回の廃止には、種子産業への民間企業参入を促す目的としているが、価格高騰や品質低下などを懸念する声があり、すでに埼玉、新潟、兵庫の 3 県では、同法に代わる独自の条例を制定している。また、今後制定に向けて検討している都道府県も数多くあると聞いており、長崎県においても何らかの対応を求める。

8. 交通・運輸政策

- ① 多くの県民が公共交通機関をもっと利用するような環境づくりとアナウンスの強化を、市町及び関係機関と連携し具体化を図ること。

長崎県内の公共交通機関については、過疎地での便数減少など利便性が著しく低下し、赤字路線の維持確保は、当該事業者の経営努力に加え、国・県からの補助金等による取り組みが実施されている。過疎地等の地域の方々の移動手段を確保するために、その補助金で運営されているが、労働者の賃金等の改善は抑えられているため、求人しても休職者がいない厳しい状況にあるため、運転手などの人手不足の状況から公共交通の維持確保が困難になることも予想される。

このような状況の中で、県民への公共交通機関の利用促進に向けた環境づくりやアナウンスを強化することも重要であり、また、高齢者運転免許返納に伴う公共交通機関の利用促進対策のほか、公共交通機関従事者への労働条件向上策についても関係機関と連携した対応をお願いしたい。

② ライドシェア導入に対して慎重に検討するよう引き続き県下自治体に注意喚起を行うこと。また、五島市（久賀島）での実証実験について、その実証実験結果を示すこと。

③ 県内の渋滞緩和重点路線を明確にすること。また、その区間に対する事業計画（計画・進捗状況）を具体的に示すこと。

連合長崎は長崎市内における渋滞解消を政策要求として求めてきたが改善されない状況が続いている。平成30年度末時点で、135箇所のうち11箇所の対策が完了し、55箇所対策を実施しているとのことであるが、具体的な場所や、その対策について明らかにしていただきたい。慢性的な渋滞は経済活動的にも損失が大きく、住みにくい町とも言える。長崎県内の渋滞緩和対策に対する県としての施策を明らかにされたい。

④ 運転手不足が深刻化している現状において、働きやすい環境を作る上でも地方公共交通機関（バス・鉄動・軌道・タクシー）の免許取得賃金及び待遇改善に係る補助金等の導入を検討されたい。また、引き続き固定資産税の軽減についても、国への要望を行っていただきたい。

現況では、賃金の低さと休日（年間トータル）の少なさで若者の離職が多々発生して減便運休を余儀なくなっています。鉄道軌道事業者も同様でやむを得ず減便している状況がある。鉄道軌道事業者に対する免許取得に係る補助金の導入については改めて検討していただきたい。

⑤ 長崎県における街づくり（新規・変更）の際は、交通・運輸事業者や事業者協会の関係団体を加えての会議体を構築すること。

長崎駅周辺や諫早駅周辺、さらには新大工町周辺の再開発にともなう街づくりの際、地域行政を中心とする各種専門委員や地域住民が参加しての会議体を実施されていると思います。しかし、街には人流として路線バスやタクシー、電気軌道、そして物流としてはトラックなどの交通・運輸産業が存在している。これまで県における街づくりの際には、残念ながら交通・運輸事業者などが会議体への参加は殆どなかったものと考えられる。街づくりには、さまざまなコンセプトがあり、「安全な街」・「生涯安心して暮らせる街」・「渋滞がない街」等、地域公共交通運輸網には密接に関係するものが多く含まれている。今後の、県全体の発展に寄与するとともに別の視点にたった街づくり等への貢献が果たせることから、交通・運輸事業者の関係事業者団体の会議体への参加を求める。

9. **人権政策**

① あらゆるハラスメントへの一元的かつ積極的な対応を求める。今般、「性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動」がセクシャルハラスメントに含まれると人事院規則が改正されたことを踏まえ、「性的指向・性自認に関する偏見に基づく言動」についても積極的な対応を行うこと。

- ② 県は、部落差別解消推進法（2016年12月施行）を踏まえ、差別に関する禁止事項を明確にし、人権侵害に対する十分かつ迅速な解決と相談体制の充実、人権教育・人権啓発の充実等を内容とする「人権に関わる条例」の制定すること。

10. **地域政策**

- ① 人口減少が著しい離島地域の維持・活性化を図るため、「有人国境離島新法」等の制度を活用し離島振興対策のさらなる拡充を行うこと。また、制度の取り組み状況を検証し、効果的かつ実効性のある県独自の制度拡充に向けた取り組みを行うこと。

- ② 遠隔地及び離島における燃油価格の格差の是正を図ること。

長崎県は、全国平均よりも高い燃油価格であり、県内の都市部との比較をすると遠隔地域が割高にある。また、離島地域については県内本土地域と比較してもより高く、農林水産業を中心とする離島の産業、交通機関、さらには島民の生活自体が非常に厳しい状況にある。実質的な燃油小売価格を引き下げするため、離島地域における国への揮発油税の減免処置での対応ではなく、遠隔地を含めた県として独自の支援措置を検討すること。

- ③ 外国人観光客の急増に伴い、住民とのトラブル防止に向け、関係機関と連携し、旅行会社等への指導を強化すること。

観光客が会館等の一般施設に無断で立ち入り、施設を汚す等の問題も報告されており、県は関係機関との協議を含め、旅行会社への指導など、住民とのトラブル防止に向けた施策を実施すること。

11. **核兵器廃絶・被爆者援護政策**

- ① 戦後75年を迎え、次世代への継承や核兵器廃絶に向けた取り組みをより一層強化するとともに、国に対しても継続的な働きかけを行うこと。

広島・長崎に原爆が投下され今年で75年を迎えた現在もなお、世界には未だに13,410発(2020年6月:RECNA公表)もの核兵器(核弾頭)が存在している。

県は国に対して核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求めるとともに、戦争を経験していない世代への継承という喫緊の課題に対し、より一層取り組みを強化すること。

- ② 国や長崎市と連携した、被爆者援護施策の強化を行うこと。

- (1) 被爆二世・三世への援護施策については、健康調査を踏まえた検討を行うこと。
(2) 「被爆体験者」に関する援護施策については、被爆者同様の援護施策への見直しを行うこと。